

## 生駒市行政経営会議市制50周年記念事業専門部会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市制50周年記念事業(以下「記念事業」という。)を実施するに当たり、公室及び部との連携及び調整を行い、全庁一体となった取組を促進するため、生駒市行政経営会議規則(平成25年5月生駒市規則第25号)第7条の規定に基づき、市制50周年記念事業専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 記念事業の事業計画の検討に関すること。
- (2) 記念事業の実施に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会の委員)

第3条 専門部会の委員は、市長公室及びそれぞれの部が指名する課長補佐級以下の職員とする。

2 専門部会に部会長を置き、秘書課市制50周年事業室長をもって充てる。

(会議)

第4条 部会長は、必要に応じて会議を招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(成果の報告)

第5条 部会長は、専門部会の検討の成果等を、行政経営会議に報告するものとする。

(各部課の協力)

第6条 会議に関係のある部課等は、積極的に専門部会の運営に協力しなければならない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、市長公室秘書課市制50周年事業室において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。